

等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の
一部を改正する規則

等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則（平成28年人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項の表中 「主任研究員の職務」 を 「主任研究員の職務
学校給食センター長の職務」 に、
「衛生研究所次長の職務
動物指導センター所長の職務」 を 「衛生研究所長の職務 に、 「港湾事務所長
生活衛生センター所長の職務」 動物指導センター所長の職務」 都市景観室長
の職務 を 「港湾事務所長の職務」 に、 「保健センター所次長の職務 を 「保健センタ
の職務」 防災推進室長の職務」
一所次長の職務」 に、 「西保健センター所長の職務 を 「西保健センター所長の職務」
区政企画室長の職務」
に改め、別表の2の項の表中 「こころの健康センター所長の職務 を 「こころの健康セン
衛生研究所長の職務」
ター所長の職務」 に改め、別表の3の項の表中 「（大阪狭山消防署ニュータウン出張所長
の職務を除く。）」 を削り、 「西消防署臨海分署長の職務 を 「西消
大阪狭山消防署ニュータウン出張所長の職務」
防署臨海分署長の職務」 に改め、別表の4の項の表中4級の項を削り、同表中 「（4級に
分類されるこども園長の職務を除く。）」 を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。